

【木材利用システム研究会細則】

2014年9月24日制定
2017年9月14日一部改正
2019年1月31日一部改正
2020年1月23日一部改正
2021年9月17日一部改正
2022年9月16日一部改正

第1章 総則

(総 則)

第1条 この細則は、木材利用システム研究会（以下、「本会」という。）の運営に関して必要な事項を、会則第28条に基づいて定めるものである。

第2章 会費

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員：一口（5,000円）以上
- (2) 企業会員：一口（50,000円）以上
- (3) 団体会員：一口（20,000円）以上
- (4) 個人登録会員：なし（企業会員、団体会員を含む）
- (5) 学生会員：2,000円
- (6) 特別会員：なし
- (7) 名誉会員：なし

(会費の納入)

第3条 会員は、毎年9月から翌年8月までの会費を、翌年8月末までに納入しなければならない。

2 会員が、区分を変更したときは、その次年から、変更された会員区分の会費を納入しなければならない。

3 年度途中に入会した正会員及び学生会員の会費は、入会時期を問わず年額を徴収するものとする。

第3章 入会・退会・休会・異動手続き

(入会)

第4条 本会に入会を希望する個人、団体は、所定の様式を事務局へ提出することとする。

2 過去に本会を除名された個人、団体が入会を希望する場合、前項と同じ手続きを要する。

3 本会への入会は、所定の様式の提出に基づき、理事会が審査した上でこれを認める。

(退会)

第5条 本会の退会を希望する個人、団体は、所定の様式を事務局へ提出することとする。

2 退会が年度の途中であっても、会費は返還しない。

3 退会までに未納の会費がある場合は、これを納付しなければならない。

(休会)

第6条 会員は、やむを得ない事情で一時的に本会の事業に継続して参加できない、もしくはできないと予見される場合、最大3事業年度まで、休会することができる。

2 休会を希望する会員は、所定の様式を、休会を開始したい事業年度が始まる月の前月末までに事務局に提出することとする。

3 理事会は、申し出のあった休会を審査した上でこれを認める。

4 休会中の会費納入は免除される。ただし、会員が享受できる一切の権利は停止される。

5 休会の終了を希望する会員は、所定の様式を、休会を終了したい事業年度が始まる月の前月末までに事務局に提出することとする。ただし、1年分の会費を添えて所定の様式を事務局に提出することで、休会を即時に終了させることができる。

(異動)

第7条 本会の入会時に届け出た会員にかかる情報に変更が生じた場合、会員は速やかに事務局に報告しなければならない。

(会員資格の審査基準)

第8条 会員資格の審査基準は別に定める。

第4章 理事会

(理事会)

第9条 理事会の運営に関し、会則、この規則に定めのない事項は、理事会が定め、または議長の決するところによる。

(理事会の審議事項)

第10条 理事会では、以下に挙げる事項について議決・協議・報告するものとする。

(議決事項)

①細則の改正および規程の制定、改廃

②受賞者の決定

③特別目的組織の設立、解散

④会則第4条第7項に基づく会員の除名

⑤名誉会員、特別会員の決定

(協議事項)

①月例研究会の計画・運営

②その他事業の計画・運営

③予算に関する事項

- ④決算に関する事項
- ⑤理事、常任幹事、幹事の任命・解任
- ⑥会員の入会・退会・休会・区分変更、資格喪失等に関する事項
- ⑦会則の改正
- ⑧他団体の後援・協賛に関する事項
- ⑨委員会の設置、及び廃止
- ⑩その他、理事会が必要と認めた事項
(報告事項)
- ⑪その他、理事会が必要と認めた事項
(常任会)

第 11 条 理事会は、会長、常任理事、常任幹事、および会長が必要と認める者によって構成する常任会を設置する。

2 理事会は、本会細則第 10 条で定める審議事項を常任会に付託することができる。ただし、理事会は常任会に対し、議決権を移譲しない。

3 常任会は、前項に基づき、本会細則第 9 条で定める審議事項を協議し、その結果を理事会に報告するものとする。

4 常任会は、原則毎月開催することとするが、会長、または過半数の常任理事と常任幹事によって必要と認めた場合、開催回数を増減できる。

(委員会の設置)

第 12 条 理事会は、事業の推進を担当する委員会を設置することができる。

2 委員および委員長は、会長が委嘱する。

第 13 条 理事会は、本会会則第 3 条を遂行するため、次の委員会を常置する。

(1) 編集委員会 木材利用システム研究の編集・発行

(2) 表彰委員会 本会が授与する賞にかかる審査・選考・表彰の執行

(木材産業連絡協議会の運営)

第 14 条 本会事務局は、企業会員相互の情報交換や意見集約等を実施するため、木材産業連絡協議会の企画、準備等を担う。

第 15 条 木材産業連絡協議会は、年 1 回以上、開催しなければならない。

(規程の制定および改正)

第 16 条 理事会は、この細則の施行に必要な規程を別に定めることができる。

2 規程の制定および改廃は、理事会の承認を経て会長がこれを定める。

付則

本細則は、2022 年 9 月 16 日の理事会承認後より施行する。